

区域図

S=1:2,500
北

区域の名称	都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の名称
下来住町地区	地縁者の住宅区域
	地縁者の住宅区域及び地縁者の小規模事業所区域
	既存事業所の拡張区域及び既存工場の用途変更区域
	駅・バスターミナル周辺区域

凡例	
	小野市土地利用計画に定める名称
行政町界	—
市街化区域界	—
地縁者の住宅区域	地縁者の住宅区域
地縁者の住宅区域及び地縁者の小規模事業所区域	集落事業所区域
既存事業所の拡張区域及び既存工場の用途変更区域	地域事業所区域
駅・バスターミナル周辺区域	一般駅前区域
工場・店舗等周辺区域	産業拠点区域

*1 予定建築物の用途は、別紙「予定建築物の用途」による
*2 区域界の内にある農用地区域、甲種農地、第一種農地及び森林法で指定した保安林等(保安林、保安林路線)は区域外から除外

